



公正取引委員会

「アンチダンピング措置の共同申請」 における独占禁止法上の考え方について

令和2年9月30日

公正取引委員会事務総局

経済取引局調整課

本資料の前提

- 何らかの情報交換自体が直ちに独占禁止法上の問題となるものではない。情報交換の過程において、事業者間で、価格、数量、顧客・販路、設備等に関する競争の制限に係る合意が形成され、事業者が共同して市場における競争を実質的に制限する場合には、原則として独占禁止法違反となる。
- 本資料で示すのはあくまで一般論であり、独占禁止法上の問題の有無は個別のケースごとに判断される。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

第二条

- ⑤ この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。
- ⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

第八条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- 一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。
- 二 第六条に規定する国際的協定又は国際的契約をすること。
- 三 一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。
- 四 構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。）の機能又は活動を不当に制限すること。
- 五 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（抄）

第二の9 情報活動

(1) 情報活動の多様性

事業者団体が、当該産業に関する商品知識、技術動向、経営知識、市場環境、産業活動実績、立法・行政の動向、社会経済情勢等についての客観的な情報を収集し、これを構成事業者や関連産業、消費者等に提供する活動は、当該産業への社会公共的な要請を的確にとらえて対応し、消費者の利便の向上を図り、また、当該産業の実態を把握・紹介する等の種々の目的から行われるものであり、このような情報活動のうち、独占禁止法上特段の問題を生じないものの範囲は広い。

(2) 違反となるおそれがある行為

一方、事業者団体の情報活動を通じて、競争関係にある事業者間において、現在又は将来の事業活動に係る価格等重要な競争手段の具体的な内容に関して、相互間での予測を可能にするような効果を生ぜしめる場合がある。このような観点から見て、下記9-1に挙げるような情報活動は、違反となるおそれがある。

(略)

なお、事業者団体によるこのような情報活動を通じて、事業者間で、価格、数量、顧客・販路、設備等に関する競争の制限に係る合意が形成され、事業者が共同して市場における競争を実質的に制限する場合には、これら事業者の行為が法第三条の規定に違反する。

9-1（重要な競争手段に具体的に関係する内容の情報活動）

- 構成事業者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務の価格又は数量の具体的な計画や見通し、顧客との取引や引き合いの個別具体的な内容、予定する設備投資の限度等、各構成事業者の現在又は将来の事業活動における重要な競争手段に具体的に関係する内容の情報について、構成事業者との間で収集・提供を行い、又は構成事業者間の情報交換を促進すること。

事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（抄）

第二の9 情報活動

(3) 原則として違反とならない行為

9-3（技術動向、経営知識等に関する情報の収集・提供）

- 政府機関、民間の調査機関等が提供する当該産業に関連した技術動向、経営知識、市場環境、立法・行政の動向、社会経済情勢等についての一般的な情報を収集し、提供すること。

9-4（事業活動に係る過去の事実に関する情報の収集・公表）

- 当該産業の活動実績を全般的に把握し、周知するために、過去の生産、販売、設備投資等に係る数量や金額等構成事業者の事業活動に係る過去の事実に関する概括的な情報を構成事業者から任意に収集して、客観的に統計処理し、個々の構成事業者の数量や金額等を明示することなく、概括的に公表すること（価格に関するもの及び1-(2)-3〔※〕に該当するものを除く。）。ただし、構成事業者により既に当該構成事業者に係る数量、金額等が公表されている場合には、その数量、金額等を明示しても構わない。

9-5（価格に関する情報の需要者等のための収集・提供）

- 需要者、構成事業者等に対して過去の価格に関する情報を提供するため、構成事業者から価格に係る過去の事実に関する概括的な情報を任意に収集して、客観的に統計処理し、価格の高低の分布や動向を正しく示し、かつ、個々の構成事業者の価格を明示することなく、概括的に、需要者を含めて提供すること（1-(2)-3〔※〕に該当するものを除く。また、事業者間に現在又は将来の価格についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る。）。

〔※〕 1-(2)-3（価格制限行為の監視のための情報活動）

- 価格制限行為の内容の実施を監視するために、取引価格、取引先等構成事業者の事業活動の内容について、情報の収集・提供を行い、又は構成事業者間の情報交換を促進すること。

第二の11 共同事業

(2)ウ 共同事業の態様

事業者団体が、共同事業について、構成事業者にその参加若しくは利用を強制し、又はその参加若しくは利用について事業者間で差別的な取扱いをすることは、独占禁止法上問題となるおそれがある。

米国水平協力ガイドライン Antitrust Guidelines for Collaborations Among Competitors

para. 3.2, 3.3, 3.31, 3.34, 3.34 (e)

- 競争事業者間の協定の名称を問わず、価格の引き上げや数量制限を行うための単なる場である場合には、適法とは見なされない。
- 競争事業者間の協定については、当局は反競争的効果の有無の検討を行い、反競争的な性質を持つ場合には違反となることがある。
- 事業者による独立した意思決定を制約したり、価格、数量、競争上重要な情報等について制約している協定は、反競争的な性質を持ち得る。また、競争上重要な情報の交換などを通じて、明示又は黙示の合意により、違反行為につながるおそれがある。
- 当局は、協定の性質を判断するため、協定参加事業者が協定外において独自に競争を続けることができるか、協定内での競争上重要な情報の取扱いは適切か、協定の期間の長さはどれくらいかなどの要素について検討する。
- 競争上重要な情報の共有については、当該情報にアクセスすることができる者を、独立した第三者に限定するなどの措置が採られる。一般論として、情報共有における適切な措置が講じられているならば、違反行為を誘発する可能性は低くなる。

EU水平協力ガイドライン Guidelines on the applicability of Article 101 of the Treaty on the Functioning of the European Union to horizontal co-operation agreement

para. 86-94

- 競合他社間で経営戦略上重要な情報を交換することは、他の情報を交換する場合よりも違反となる可能性が高い。経営戦略上重要な情報とは、価格（例えば実際の価格、割引額、値上げ額又はリベート額）、顧客リスト、生産コスト、数量、売上高などがあり、中でも価格と数量に関連する情報が最も重要であり、その次にコストと需要に関する情報が続く。その他、情報の重要性は情報が集約されているか、いつの情報か、市場の状況及び情報交換の頻度によっても異なる。
- 情報交換に参加している事業者が関連市場で大部分をカバーしているか否かによって競争制限的な影響の有無は異なる。何をもって関連市場の大部分をカバーしているか否かは統一的な基準は示せず、個別に判断することになる。
- 個別の企業レベルの情報として認識することが困難な状態の情報の交換は、個別の企業情報の交換と比較して競争制限効果が生じる可能性はかなり低くなる。厳しい寡占状態にある市場でない限り、このような情報の交換が競争制限的な影響を与える可能性は低い。
- 過去の情報を交換する場合、それが競合他社の将来の行動を予測させたり、市場での共通の理解をもたらす可能性が低いいため、違反につながるおそれは低くなる。情報が過去のものであるかどうかは、関連市場の特性、特に業界での価格再交渉の頻度等によって判断が異なる。
- 情報の頻繁な交換は、違反となるリスクを増大させる。ただし、どの程度の頻度での情報交換が違反につながるかは、情報の性質、いつの情報か、及び集約の有無にもよる。
- 公開されている情報の交換であれば、違反となる可能性は低い。公開されている情報とは、全ての競合他社と取引先が一般的に平等にアクセスできる情報のこと。公開されている情報であっても、競合他社による追加の情報交換が存在すると、競争に制限的な影響が生じる可能性がある。

関連相談事例①

平成29年度相談事例集「8 競合する家電製品メーカーによる配送の共同化のための情報共有」

相談者

家電製品メーカー6社（以下「6社」という。）

相談の要旨

- (1) 6社は、それぞれ家電製品を全国の在庫拠点から販売先の全国の卸売業者や小売業者等に配送しており、当該拠点における家電製品の荷役、保管及び当該拠点からの配送の業務を倉庫業者、運送業者等の物流業者に委託している。6社がそれぞれ製造販売する家電製品の販売価格に占める物流経費の割合は、各社いずれも約5パーセントである。
- (2) 家電製品の流通経路がおおむね共通する6社は、将来における物流業務の共同化の実現性及びそのスキームを検討するため、以下の情報を共有したいとしている。ただし、共同配送の可否等の検討は限られた部門・人員で行い、検討に必要な情報は当該部門・人員内のみで共有するよう適切な情報遮断措置を講じる。
- ① 各在庫拠点の納品先の名称及び納入条件、配送業者の名称及び契約条件
 - ② 各在庫拠点において保管・配送する家電製品の容積
 - ③ 各在庫拠点における家電製品の大きさ（大・中・小）ごとの荷役、保管及び配送の原価
 - ④ 家電製品の引渡し方法、納品伝票の様式等
- なお、①～④のいずれにおいても、家電製品の価格又は数量に関する情報は共有しない。
このような6社の取組は、独占禁止法上問題ないか。

独占禁止法上の考え方

- (1) 本件は、6社が、将来における物流業務の共同化の実現性及びそのスキームを検討するために各社の物流業務に係る情報を共有するものであるところ、
- ① 6社がそれぞれ製造販売する家電製品の販売価格に占める各社の物流経費の割合（共同化割合）はいずれも約5パーセントと小さいことから、家電製品それぞれの製造販売分野における競争を実質的に制限するものではないこと
 - ② 家電製品の価格又は数量に関する情報は共有しないこと
 - ③ 共同配送の可否等の検討は限られた部門・人員で行われ、検討に必要な情報は当該部門・人員内のみで共有されるよう適切な情報遮断措置が講じられること
- から、独占禁止法上問題となるものではない。

回答の要旨

家電製品メーカー6社が、将来における物流業務の共同化の実現性及びそのスキームを検討するために各社の物流業務に係る情報を共有することは、独占禁止法上問題となるものではない。

平成14年相談事例集「4 会員別出荷数量等の情報交換」

相談者

研削材製造業者の団体

相談の要旨

- (1) 現在、国内の研削材メーカーは8社であり、そのうちの7社が当団体の会員である（残りの1社は最近まで会員であったが、脱退している。）。しかし、会員のシェアは、東南アジアからの輸入品が国産品の2～3倍出回っているため30%前後である。
- (2) 現在、当団体で検討している事業の一つに、研削材の品種別生産・出荷数量に関する情報活動がある。
その内容は、毎月会員7社及び脱退会社1社（以下「会員等」という。）から研削材の品種別、用途別生産・出荷数量の総計について任意に情報を提供してもらい、このデータを当団体で集計、整理して月ごとの統計資料を作成し、会員等及び関連団体等に提供しようというものである。
- (3) 統計資料は会員等に提供するものと関連団体等に提供するものとの2種類とする。会員等に提供するものは各社別の生産・出荷数量が分かるようになっているものであり、関連団体等に提供するものは品種別、用途別の合計数値である。これらの情報提供活動を行うことは独占禁止法上問題ないか。

独占禁止法上の考え方

- (1) 団体として、当該産業の活動実績を全般的に把握し、周知するために、過去の生産、販売に係る数量等構成事業者の事業活動に係る過去の実績を任意に収集して、客観的に統計処理し、個々の構成事業者の数量等を明示することなく、概括的に公表することは、独占禁止法上問題ない。
- (2) 会員等に提供する資料は、各社が公表していない過去の品種別生産・出荷数量に係る数値を、個々の事業者ごとに数値を明示して提供するものであり、このような情報活動を行うことは、各社間の生産数量等の制限に係る暗黙の了解若しくは共通の意思の形成につながり、独占禁止法上問題となるおそれがある。

回答の要旨

団体が、生産数量等に係る数値を個々の事業者ごとに数値を明示して会員等に提供することは、独占禁止法上問題となるおそれがある。

- 第1回の研究会の議論を踏まえ、独占禁止法に関連する論点として以下3点が経済産業省から提示された。
- 各論点について、独占禁止法上の一般的な考え方を示す。ただし、最終的な独占禁止法上の問題の有無については個別のケースごとに判断されることに留意。

論点1

アンチダンピング措置の共同申請に向けた検討を開始するため、自社の営業部と他社の営業部の間で、

- 自社製品と競合する海外製品の輸入量が増加傾向にあることや海外製品の価格が下がっているといった公表情報に基づく定性的な情報や、
- 経済産業省HPに掲載されているアンチダンピング措置の概要や過去の措置事例といった公開情報を共有した上で、共同申請の検討を開始するかどうかの連絡を行うことは、独占禁止法に抵触する（競争の実質的制限につながる）おそれはあるか。また、アンチダンピング措置の共同申請行為は、独占禁止法第2条第6項に規定されている「不当な取引制限」に該当するか。

論点2

アンチダンピング措置の共同申請の検討や申請書の作成に当たっては、各種情報を申請企業全体の数値として集計する必要がある。集計に当たっては、弁護士やクリーンチームといった情報遮断措置を講じた上で行い、集計値から個社のデータが推測されないよう、生の数値は個社には開示しないといったプラクティスが一般的であるが、こうした配慮を特に必要とする、独占禁止法に抵触する（競争の実質的制限につながる）おそれの高い情報はどのようなものか。

また、これらの情報について、将来の見通しではなく過去のデータである場合、独占禁止法に抵触するリスクは変わりうるか。

論点3

業界団体が会員企業に対して、アンチダンピング措置の申請の必要性を検討できるよう、

- 貿易統計や他国のアンチダンピング措置の発動状況といった公開情報をまとめた輸入動向に関する資料や、
- 会員企業の生産量や国内販売量といった非公開情報を収集、集計し、個社のデータが分からないよう加工した国内の生産動向や需要動向に関する資料

を会員企業に定期的に提供することは、独占禁止法に抵触するおそれはあるか。

また、実際に海外製品の安値輸入が増加した際に、業界団体が会員企業に対して、アンチダンピング措置の申請を呼び掛けるため、会員企業との会議を開催し、上記の資料を基にアンチダンピング措置の申請の可能性について議論することは、独占禁止法に抵触するおそれはあるか。

アンチダンピング措置の共同申請に向けた検討を開始するため、自社の営業部と他社の営業部の間で、

- 自社製品と競合する海外製品の輸入量が増加傾向にあることや海外製品の価格が下がっているといった公表情報に基づく定性的な情報や、
- 経済産業省HPに掲載されているアンチダンピング措置の概要や過去の措置事例といった公開情報を共有した上で、共同申請の検討を開始するかどうかの連絡を行うことは、独占禁止法に抵触する（競争の実質的制限につながる）おそれはあるか。

考え方

既に公表されている情報など一般的な情報を共有した上で、アンチダンピングの共同申請の検討を開始するか否かの連絡を行うこと自体は、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

参考 事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針9-3, 9-4

また、アンチダンピング措置の共同申請行為は、独占禁止法第2条第6項に規定されている「不当な取引制限」に該当するか。

考え方

法令に基づいてアンチダンピング措置の共同申請を行うこと自体は、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

ただし、当該共同申請の過程において、事業者間で、価格、数量、顧客・販路、設備等に関する競争の制限に係る合意が形成され、事業者が共同して市場における競争を実質的に制限する場合には、これら事業者の行為は独占禁止法第三条の規定に違反する。

参考 事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針9(2)

アンチダンピング措置の共同申請の検討や申請書の作成に当たっては、各種情報を申請企業全体の数値として集計する必要がある。集計に当たっては、弁護士やクリーンチームといった情報遮断措置を講じた上でを行い、集計値から個社のデータが推測されないよう、生の数値は個社には開示しないといったプラクティスが一般的であるが、こうした配慮を特に必要とする、独占禁止法に抵触する（競争の実質的制限につながる）おそれの高い情報はどのようなものか。
また、これらの情報について、将来の見通しではなく過去のデータである場合、独占禁止法に抵触するリスクは変わりうるか。

考え方

事業者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務の価格又は数量の具体的な計画や見通し、顧客との取引や引き合いの個別具体的な内容、予定する設備投資の限度等、事業者の現在又は将来の事業活動における重要な競争手段に具体的に關係する内容の情報について情報交換を行うことは独占禁止法上問題となるおそれがある行為とされており、これらに該当する情報の場合、共同申請時に共有する情報として注意が必要。

また、過去の事実に関する情報であっても、各社が公表していない過去の生産・出荷数量に係る数値を、個々の事業者ごとに数値を明示して共有する場合には、各社間の生産数量等の制限に係る暗黙の了解若しくは共通の意思の形成につながり、独占禁止法上問題となるおそれがある。

参考 事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針 9-1

平成29年度相談事例集「8 競合する家電製品メーカーによる配送の共同化のための情報共有」

平成14年相談事例集「4 会員別出荷数量等の情報交換」

業界団体が会員企業に対して、アンチダンピング措置の申請の必要性を検討できるよう、
○貿易統計や他国のアンチダンピング措置の発動状況といった公開情報をまとめた輸入動向に関する資料や、
○会員企業の生産量や国内販売量といった非公開情報を収集、集計し、個社のデータが分からないよう加工した国内の生産動向や需要動向に関する資料
を会員企業に定期的に提供することは、独占禁止法に抵触するおそれはあるか。

考え方

アンチダンピング措置の申請の必要性を検討するために、事業者団体が、既に公表されている情報をまとめて構成事業者のために資料を作成・提供することや、構成事業者の生産量や国内販売量といった非公開情報を任意に収集して、客観的に統計処理し、個々の構成事業者の数値を明示することなく提供することは、原則として独占禁止法上問題とならない。

参考 事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針9-3, 9-4

また、実際に海外製品の安値輸入が増加した際に、業界団体が会員企業に対して、アンチダンピング措置の申請を呼び掛けるため、会員企業との会議を開催し、上記の資料を基にアンチダンピング措置の申請の可能性について議論することは、独占禁止法に抵触するおそれはあるか。

考え方

事業者団体が、実際に海外製品の安値輸入が増加した際に、構成事業者に対してアンチダンピング措置の申請を呼び掛けるため、構成事業者との会議を開催し、上記の資料を基にアンチダンピング措置の申請の可能性について議論すること自体は、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

ただし、その過程において、事業者間で、価格、数量、顧客・販路、設備等に関する競争の制限に係る合意が形成され、事業者が共同して市場における競争を実質的に制限する場合には、これら事業者の行為は独占禁止法第三条の規定に違反する。

また、事業者団体が、構成事業者に対して、アンチダンピング措置の共同申請への参加を強制したり、又はその参加について事業者間で差別的な取扱いをすることは、独占禁止法上問題となるおそれがある。

参考 事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針9(2), 9-3, 9-4, 11(2)ウ